

(参 考)

神戸市火災予防条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

目次

第1章～第7章 略

第8章 市民生活の安全の確保 (第50条の11
- 第50条の18)

第9章, 第10章 略

附則

(液体燃料を使用する器具)

第19条 こんろ, ストープ等液体燃料を使用す
る器具 (以下本条において「器具」とい
う。) の取扱いは, 次に掲げる基準によらな
ければならない。

(1)～(9) 略

(10)～(13) 略

2 略

(固体燃料を使用する器具)

第21条 こんろ, 火ばち等固体燃料を使用す
る器具の取扱いに関する基準は, 第19条第1項
第1号から第9号までの規定を準用するほ
か, 底部には遮熱に必要な措置を講じなけれ
ばならない。

(電熱を利用する器具)

第22条 電気アイロン, 移動式の電気ストーブ
等電気器具の取扱いの基準については, 第19

第7章の2 屋外催しに係る防火管理 (第50
条の10の5・第50条の10の6)

第50条の19

(9の2) 祭礼, 縁日, 花火大会, 展示会その
他の多数の者の集合する催しに際して使用
する場合にあつては, 消火器の準備をした
上で使用すること。

第9号の2

条第1項第1号から第7号まで及び第9号の
規定を準用するほか、次に掲げるところによ
らなければならない。

(1)～(3) 略

(就寝施設の寝具類の防災)

第50条の10の4 略

第9号及び
第9号の2

第7章の2 屋外催しに係る防火管理
(指定催しの指定)

第50条の10の5 消防長は、祭礼、縁日、花火
大会その他の多数の者の集合する屋外での催
しのうち、大規模なものとして消防長が別に
定める要件に該当するもので、対象火気器具
等（令第5条の2第1項に規定する対象火気
器具等をいう。以下同じ。）の周囲において
火災が発生した場合に人命又は財産に特に重
大な被害を与えるおそれがあると認めるもの
を、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指
定しようとするときは、あらかじめ、当該催
しを主催する者の意見を聴かなければなら
ない。ただし、当該催しを主催する者から指定
の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを
指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定
催しを主催する者に通知するとともに、公示
しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第50条の10の6 前条第1項の指定催しを主催
する者は、同項の指定を受けたときは、速や
かに防火担当者を定め、当該指定催しを開催
する日の14日前までに（当該指定催しを開催
する日の14日前の日以後に同項の指定を受け

た場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく) 次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第54条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第50条の19 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれらに基づく命令

(たばこ火による火災の防止)

第50条の18 略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第54条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

2 略

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1), (2) 略

2 略

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表等の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(7) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

(3) 第50条の10の6第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人

、同項の刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、

その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。